

西いぶり広域連合特別職の職員で非常勤の者の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例

平成 12 年 3 月 28 日
条 例 第 1 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項の特別職に属する職員のうち特別職の職員に対して支給する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条及び第 2 0 3 条の 2 の規定に基づく、議員報酬及び報酬並びに費用弁償の額並びにその支給方法に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「特別職の職員」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 議会の議員
- (2) 監査委員（議員選出）
- (3) 選挙管理委員会委員
- (4) 公平委員会委員
- (5) 附属機関の委員等
- (6) その他非常勤職員

(議員報酬及び報酬)

第 3 条 特別職の職員が、その職務に従事したときの議員報酬及び報酬の額は、日額 6 , 0 0 0 円(前条第 6 号に掲げる特別職の職員にあつては広域連合長が定める額)とする。

(議員報酬及び報酬の重複支給の禁止)

第 4 条 特別職の職員が同一の日において、2 以上の職務に従事した場合は、前条の規定による議員報酬及び報酬は、重複して支給しない。

(費用弁償)

第 5 条 特別職の職員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 特別職の職員の前項に規定する費用弁償の額は、西いぶり広域連合旅費条例（平成 1 2 年条例第 2 2 号）に定めるところによる。

3 前項の規定により旅費を算定するときは、居住地を勤務地として計算することができる。

(支給の方法等)

第6条 この条例に規定する以外の支給の方法等は、一般職の例による。

(委任)

第7条 この条例に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。